

旧支所及び清閑亭の利活用に係る提案募集 追加情報

【1】提案書類（実施要領 9（4）関係）

- ・小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、「財務諸表（直近2年分）」及び「国税及び地方税納税証明書」として、次の書類を御提出ください。

◆法人の場合

- 1 賃借対照表（写し）（前年度分及び前々年度分）
- 2 損益計算書（写し）（前年度分及び前々年度分）
- 3 前年度の法人事業税納税証明書

※県（都、道、府）税事務所で発行される「法人事業税」の納税証明書です。

- 4 消費税及び地方消費税納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

※税務署で発行される消費税及び地方消費税納税証明書です。（その3の3）でも可。

- 5 前年度の小田原市固定資産税の納税証明書（写し可）（小田原市固定資産税の課税があるとき）

※小田原市が発行する固定資産税の納税証明書です。

- 6 納期の到来している直近の事業年度の小田原市民税（法人）の納税証明書（写し可）（小田原市内に事業所があるとき）

※小田原市が発行する法人市民税の納税証明書です。

◆個人事業主の場合

- 1 賃借対照表（写し）（前年度分及び前々年度分）
- 2 損益計算書又は収支内訳書（写し）（前年度分及び前々年度分）
- 3 前年度の確定申告書（写し）
- 4 前年度の個人事業税納税証明書

※県（都、道、府）税事務所で発行される「個人事業税」の納税証明書です。

- 5 消費税及び地方消費税納税証明書（その3 未納税額のない証明用）

※税務署で発行される消費税及び地方消費税納税証明書です。（その3の2）でも可。

- 6 前年度の小田原市固定資産税の納税証明書（写し可）（小田原市固定資産税の課税があるとき）

※小田原市が発行する固定資産税の納税証明書です。

- 7 前年度の小田原市県民税（個人）の納税証明書（写し可）（小田原市内に事業所があるとき）

※小田原市が発行する個人市県民税の納税証明書です。

【2】事前相談（実施要領5、7関係）

- ・提案募集実施要領の7事前相談・施設見学に「事前相談を行っていない方からの提案は受け付けません。」と記載していますが、事前相談を行った方が構成員となっているグループの提案は受け付けます。グループで応募する場合には、提案時にすべての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

【3】契約保証金

- ・貸付けの場合は、契約締結の際に、貸付期間5年以上のものについては賃貸料の6月分相当額、貸付期間5年未満のものについては賃貸料の3月分相当額の契約保証金を納付していただくこととなります。契約保証金は、契約履行後に還付します。

【4】旧片浦支所について

- ・旧片浦支所特記事項 p5 要件等の開発審査課への事前相談は、遅くとも6月11日までに行ってください。それ以降の場合は、提案書のご提出までに回答が間に合わない可能性があります。公共施設マネジメント課が同行しますので、日程調整については、公共施設マネジメント課に御連絡ください。
- ・旧片浦支所特記事項 p4 施設概要のアスベスト含有調査については、屋根のカラーベスト葺き部分が平成4年施工のためアスベストを含有しているものと考えられます（含有量の調査は未実施）。

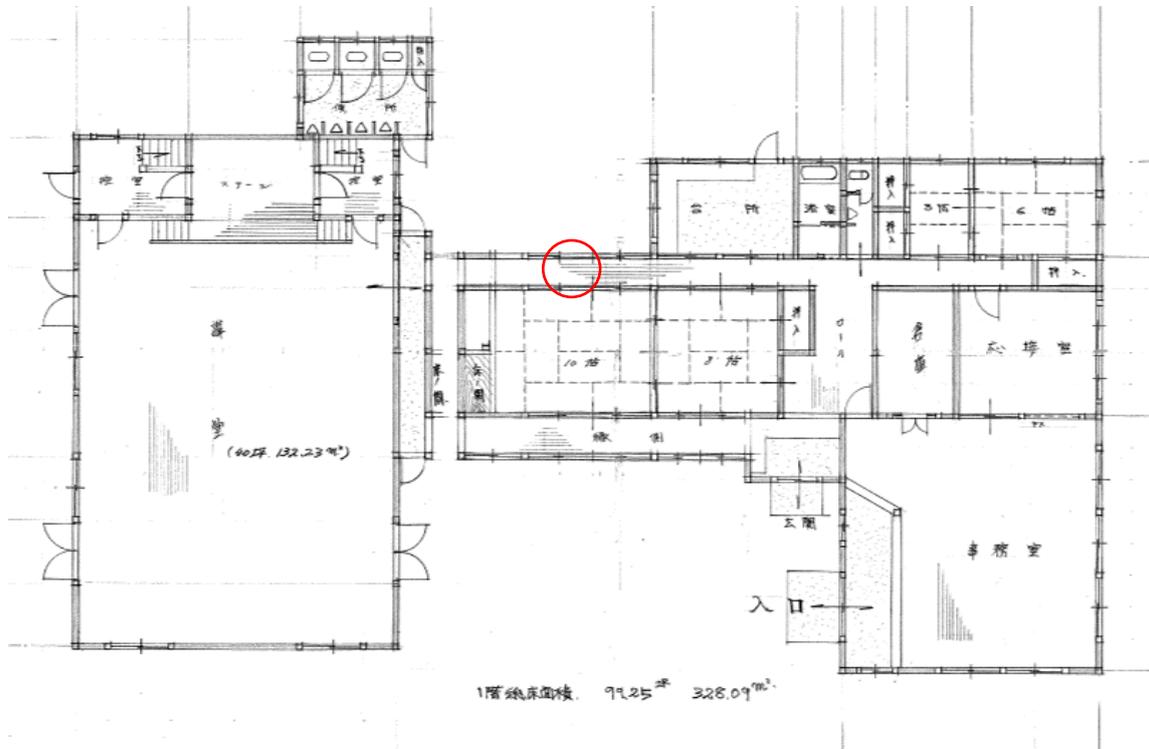
【5】旧曾我支所について

- ・旧曾我支所特記事項 p5 要件等の開発審査課への事前相談は、遅くとも6月11日までに行ってください。それ以降の場合は、提案書のご提出までに回答が間に合わない可能性があります。公共施設マネジメント課が同行しますので、日程調整については、公共施設マネジメント課に御連絡ください。
- ・5月27日に雨漏りを確認しました。



縁側屋根の雨漏りです。屋根には錆が見られる状況です。

曾我支所雨漏り箇所



【6】清閑亭について

- ・設置済みの機械警備及び防犯カメラは引き続き利用が可能です。なお、機械警備については、本市の負担となるよう調整中です。
- ・客間（主屋東側6畳間及び8畳間）に配置されているケヤキの座卓については、現状の箇所での活用が望ましいです。
- ・奥女中の中の東にある管理室については、現在、市嘱託員の詰所及び機械警備等の機器がセットされているため、現状維持が望ましいです。